

# 国立大学法人岡山大学学長選考会議規則

〔平成16年4月1日〕  
岡大規則第7号

改正 平成16年11月15日規則第35号  
平成17年 3月24日規則第 3号  
平成19年 1月25日規則第 1号  
平成22年 1月21日規則第 1号  
平成27年 3月26日規則第 9号  
平成28年10月26日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大規則第1号）第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 学長選考会議は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各5人をもって組織する。

一 国立大学法人岡山大学経営協議会規則（平成16年岡大規則第5号）第2条第1項第3号に掲げる者の中から経営協議会において選出されたもの

二 国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則（平成16年岡大規則第6号）第2条第3号又は第4号に掲げる者の中から教育研究評議会において選出されたもの

2 第1項に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならない。

(審議事項)

第3条 学長選考会議は、次の各号に掲げる事項について議決を行う。

- 一 学長適任者の選考に関する事項
- 二 学長の解任に関する事項
- 三 学長の任期に関する事項
- 四 その他学長選考会議に関し必要な事項

(学長の業務執行状況の確認)

第3条の2 学長選考会議は、学長の業務執行の状況について、確認を行う。

(会議の議長及び主宰)

第4条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代理する。

3 議長は、学長選考会議を主宰する。

4 委員は、議長に対し、学長選考会議の開催を要求することができる。この場合において、議長が必要と認めるときは、学長選考会議を開催するものとする。

(議案の提出)

第5条 学長選考会議への議案の提出は、議長が行う。

2 委員は、議長に対して議案の提出を請求することができる。

(会議の成立等)

第6条 学長選考会議は、全委員の3分の2以上が出席し、かつ第2条第1項第1号の規定により選出された委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 学長選考会議の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって議決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長解任請求に関する議事は、学長選考会議の全委員の4分の3以上の同意によらなければ議決できない。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(遵守事項)

第8条 学長選考会議委員及び第7条の規定により出席した者は、当該会議を通じて知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、議長が学長選考会議に諮って定める。

(事務)

第10条 学長選考会議に関する事務は、総務・企画部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、学長選考等の実施に関し、必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月26日から施行する。